

●香川県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、三豊総合病院企業団三豊総合病院、特別養護老人ホームひぐらし荘、養護老人ホームひぐらし荘及び特別養護老人ホームクレール高瀬を指定したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成22年5月28日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
医療法人清和会清水病院	略		医療法人清和会清水病院	略	
<u>三豊総合病院企業団</u> <u>三豊総合病院</u>	<u>観音寺市豊浜町姫浜</u> <u>708</u>	<u>平成22年5月</u> <u>21日</u>			
医療法人日昭会岡病院	略		医療法人日昭会岡病院	略	
略			略		
2 略			2 略		
3 老人ホーム			3 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
ケアハウスラフォーレ国分寺	略		ケアハウスラフォーレ国分寺	略	
<u>特別養護老人ホーム</u> <u>ひぐらし荘</u>	<u>高松市香川町浅野</u> <u>1414</u>	<u>平成22年5月</u> <u>21日</u>			
<u>養護老人ホームひぐ</u> <u>らし荘</u>	<u>高松市香川町浅野</u> <u>1414</u>	<u>平成22年5月</u> <u>21日</u>			
丸亀市亀寿園	略		丸亀市亀寿園	略	
略			略		
ナーシングホームオリブの郷	略		ナーシングホームオリブの郷	略	
特別養護老人ホーム	<u>三豊市高瀬町新名</u>	<u>平成22年5月</u>			

クレール高瀬	2035	21日
小豆島老人ホーム	略	
略		

4・5 略

小豆島老人ホーム	略
略	

4・5 略